

「発達障害のある子どもの学び」 現状

通常学級の発達障害のある子どもの数

公立の小中学校は、通常学級、特別支援学校、特別支援学級に分かれている。

2012年度 在籍児童生徒数

参考：文部科学省「学校基本調査(2012年)」



通常学級の子どもで発達障害のある割合

発達障害が疑われる子は **全体の6.5%**

注) 全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒の行動特性について、担当教師が回答した結果に基づいている

LD (学習障害) の疑い

- ・「読む」「書く」「計算する」などの学習上の困難がある
- ・4.5%の学習障害の中には学習困難も含まれる
- ・学習障害に特定すると約2～3%といわれている

4.5%

3.1%

1.1%

ADHD(注意欠陥多動性障害)の疑い

- ・不注意、多動性、衝動性などの生活上の困難がある
- ・4%程度(30人クラスに1人くらいの割合)いるとする説もある

自閉症スペクトラム(高機能自閉症、アスペルガー症候群)の疑い

- ・対人関係の難しさ、こだわりの強さによる生活上の困難がある

参考：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(2012年)

2012年の文部科学省の調査による、公立の小中学校の通常学級に在籍している発達障害のある子どもの割合。ひとりの子どもに複数の症状があてはまることも多い。

法整備の流れ

発達障害者を含む障害者を支援するための法律

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 1970年 | 心身障害者福祉法 施行 |
| 1993年 | 障害者基本法 施行 |
| 2005年 | 発達障害者支援法 施行 |
| 2007年 | 学校教育法の一部を改正する法律 施行 |
| 2014年 | 障害者の権利に関する条約 施行 |
| 2016年 4月 | 障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) 施行 |

現在の障害者支援体制の基本となった

日本で初めて「発達障害」という言葉のはいった法律が施行された

「特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を行う必要がある」と法律で定めた。公教育における**大転換**といえる

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止される

小学校入学時の進路判断基準

学校教育法において公立小学校の通常学級への入学基準は知能検査などと定められている。東京都の場合、要判断の子の進路は保護者(親権者)と就学相談と医師診断の3者の意見を総合するが、最終決定権はあくまで「親権者」にある。

特別支援学校でその子にあった支援を受けることが、その子にとっては最適の環境となる場合があることも考慮して判断する



※片道切符?

保護者は一度特別支援学級や特別支援学校へ進むと、通常学級へ移るのが難しいのではないかと考え、小学校入学時になるべく通常学級へと望むことも少なくない。



実際はどうか?

[東京都の場合]子どもの状態、医師の診断、学校、市町村の教育委員会等による判断をもとに、特別支援学校や特別支援学級から通常学級へ進学した事例もある。

発達障害の相談先

誰にも相談できず親も子も孤立することがある。

「もしかしたら…」 「こういう場合は…」等の相談先として以下のようなところがある。

- 保健センター
- 子育て支援センター
- 児童相談センター
- 児童発達支援センター
- 小児神経科
- 児童精神科(自閉症スペクトラム障害)
- 言語聴覚士(学習障害)